

食の宝島とくしまマルシェ

出店のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

徳島県では、県内の食の魅力を県内外に広く発信することを目的として、「食の宝島とくしまマルシェ」を下記の通り開催いたします。県内事業者の皆さまにおかれましては、ぜひ本マルシェへのご出店をご検討いただきたく、ご案内申し上げます。

■開催概要

- ・ イベント名：食の宝島とくしまマルシェ
- ・ 開催日：2025年10月25日（土）10:00～17:00／10月26日（日）10:00～16:00
- ・ 会 場：アスティとくしま（徳島市山城町東浜傍示1番地1）
屋内マルシェブースおよび屋外キッチンカーブース
- ・ 主 催：徳島県 農林水産部 みどり戦略推進課 販売・物流支援室
- ・ 本マルシェは、徳島県の農林水産業の振興と食育の推進を目的とした「食の宝島とくしまフェス」におけるマルシェ企画として実施します
- ・ フェス全体の想定来場者数：2日間で1万人

■出店対象

徳島県内の農産物・加工食品・飲食物等を生産・製造・提供される事業者

■出店料

- ・ 屋内マルシェブース出店料（2日間）：11,000円（税込）
- ・ 屋外キッチンカーブース出店料（2日間）：11,000円（税込）
- ・ 電気コンセント使用料（2日間／希望者）：2,200円（税込）

[2025/9/12以降対応] 要相談

- ・ 1日のみ出店希望の方：屋内屋外ともに 出店料 6,600円（税込）
- ・ 1日のみ出店希望の方：屋内屋外ともに 電気コンセント使用料（希望者）1,100円（税込）

■申込方法

下記の申込フォームより、必要事項をご入力の上、お申込みください。

(応募多数の場合、出店内容の重複等によりご希望に添えない場合もございます)

※詳細は、別紙の「出店規約」を必ずご確認ください。

■申込から出店確定までの流れ

- (1) 9/26(金)までにフォームよりお申込ください
- (2) 内容確認・審査の上、9/30(火)までにメールにてご返信します
- (3) 10/7(火)までに指定口座に出店料をお振込みください
- (4) 振込を確認後、メールにて出店確定の通知を送付します

■お問い合わせ先

食の宝島とくしまマルシェ運営事務局（株式会社雨風太陽）

メール：tokushima-takara@ame-kaze-taiyo.jp

電話：03-5843-1859（平日 10:00～17:00）

皆さまの魅力ある商品・サービスのご出店を心よりお待ちしております。

敬具

申込フォーム：

<https://forms.gle/LBUbLZH7RNNbvaHt6>

QR コード：



食の宝島とくしまマルシェ 出店規約

徳島県(以下、「甲」とする)」が主催する食の宝島とくしまフェス(以下、「イベント」とする)内にて実施する「食の宝島とくしまマルシェ」(以下、「マルシェ」とする)に出店する者(以下、「乙」とする)は、下記の規約を遵守することに同意するものとする。甲はマルシェの運営を、株式会社雨風太陽(以下、「丙」とする)に委託し、乙は丙へ出店の申込みをするものとする。

1. 実施概要

- ・ イベント名：食の宝島とくしまマルシェ
- ・ 開催日：2025 年 10 月 25 日(土) 10:00～17:00、10月26 日(日)10:00～16:00
- ・ 会場：アスティとくしま(徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1)
多目的ホール(屋内マルシェブース)、多目的広場(屋外キッチンカーブース)
- ・ 主催：徳島県 農林水産部 みどり戦略推進課 販売・物流支援室
- ・ 本マルシェは、徳島県の農林水産業の振興と食育の推進を目的とした「食の宝島とくしまフェス」におけるマルシェ企画として実施します

2. 出店商品

- ・ 徳島県内の生産者が生産する野菜や果物
- ・ 徳島県内の事業者が製造する加工食品、総菜
- ・ 徳島県内の事業者が提供する飲食物
- ・ 以下の商品は販売、提供、試食試飲はできない
公序良俗に反する企画・商品・出店物
その他、甲または丙が販売に適さないと判断するもの

3. 出店・販売について

- ・ 商品・装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法、販売内容、販売方法などは、甲および丙の指示に従うものとし、乙はこれを遵守すること
- ・ 屋外キッチンカーは許可を得た設備において、火器・電磁機器および包丁などを使った食品の調理・加工を行うこと
- ・ 提供する試食品などは事前に調理したうえでタッパウェアなどを利用し、提供方法に関しても温度管理や衛生管理を徹底の上で行うこと
- ・ 販売・試食に関する衛生管理や防火等については、乙の管理責任となる

- ・つり銭準備や売上管理は乙が行い、現金以外の決済方法についても可能な限り準備を行うこと

- ・販売・試食に際しては、過剰な包装を避けるとともに、生鮮食材は量り売りやバラ売りなど、可能な範囲で脱プラスチックに配慮すること

4. 出店料は下記とする ※2025/9/12 追記

- ・乙は、2日間のマルシェ出店料として11,000円（税込）を丙に支払う
- ・乙は、電気コンセントの使用を申請する場合は、別途2,200円（税込）を丙に支払う
- ・**【追記】**1日のみの出店の場合、マルシェ出店料は6,600円（税込）、電気コンセントの使用料は1,100円（税込）とする
- ・支払期日は出店決定から原則1週間以内とし、支払い方法は丙の指定する銀行口座への振込とする
- ・領収書の発行は行わないので、金融機関の振込票等を以って代わりとすること
- ・固定の賃料等定めのない費用に関して、丙から乙に請求されない
- ・出店料の支払い後は、いかなる理由があっても返還されない

5. 出店料に含まれるもの

- ・屋内マルシェエリア内における出店ブース（1ブース 6㎡）
- ・長机(180x45cm)1台、長机(180又は90×45cm)1台、イス2脚
- ・出店位置については、乙はそれに従うものとする
- ・乙は、出店スペースを、いかなる理由があっても他者と交換・譲渡・貸与などすることはできない

6. 搬入・搬出について

- ・乙の搬入・設営は、10/24(金)の15時～18時、または当日 8 時～9時となる
来場者の開場、販売開始は 10 時となるため、開始時間までには設営を完了すること
- ・乙の搬出は10/25(土)は17 時から、10/26(日)は16時からとなり、安全配慮の観点より搬出時間前の搬出はできない。また、搬出は両日 19 時までに完了すること
- ・乙の車両での搬入は丙に対して事前に相談すること
公道や特に近隣に迷惑のかかる道路には時間の長短を問わず絶対に駐停車しないこと
- ・宅配便での搬入は会場が定めるルールに則り、利用すること

7. 出店条件

- ・乙及び乙の従事者が暴力団員または反社会的勢力の関係者ではなく、公序良俗に反する行為を行わないこと
- ・申込者本人または親族(法人は代表者または社員等の関係者)が出店すること。第三者への譲渡・貸与は出来ない
- ・公序良俗に反しない企画・商品・出店品であること
- ・当マルシェの企画・内容・会場使用条件・食品衛生管理等について理解し、遵守すること
- ・乙は、来場者と乙間で行われる金銭授受、食品衛生および販売行為等で発生した事故・苦情に対しての責任を負うこと
- ・乙は出店規約および甲もしくは丙が要請する手続きを遵守すること
- ・乙は丙との間で交わされた出店料を期限までに遅滞なく支払うこと
- ・甲および丙が企画、運営する本イベントの告知、広報、宣伝及び運営を目的として、本イベントで出店された商品、出店者の肖像を含む開催風景を写真又は映像(以下「本素材」とする)で撮影することを許諾し、甲、甲のスポンサー、甲が指定する第三者又は丙が、本素材および乙の出店者名、その他乙を紹介する為の情報等を、WEB サイト、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、カタログ、DM、パンフレット等の印刷物に利用することを許諾すること
- ・前項に定める撮影および素材に関しては、撮影した甲又は丙それぞれに著作権が帰属されるものとし、乙は著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利を行使しないこと
- ・屋内マルシェ出店において、電気や火器を使用する調理器具等(カセットコンロ、電気フライヤー、電子レンジ、オーブントースター、電気湯沸かし器等)は使用できるが、事前に丙に対して申請を行うこと
- ・配線工事、配線準備等あることから、出店申込時に乙は丙に対して、照明、冷蔵庫、冷凍庫、調理器具などの使用機器及び各機器のワット数の申請を行うこと
- ・屋外キッチンカー出店においては、安全面に留意し、電気や火器を使用した調理器具等の使用を可能とする
- ・屋内、屋外ともに電気コンセントの使用を申請する場合は、2日間の使用料として乙は丙に対して4.に定める使用料を支払う
- ・導線上で妨げになるような設置は行わないこと
- ・会場には本イベント専用の給排水設備は設置しないことから、給水に関しては乙が手配し、排水も同様に乙が責任をもって処理を行うこと
- ・酒類を販売、または試飲提供する場合、乙は年齢確認を確実に行之、20歳未満の来場者および出店関係者には酒類を絶対に提供しないこと

- ・前項と同様に、乙は車での来場者のうち、運転者には酒類を絶対に提供しないよう確認を徹底すること

- ・乙からの出店申込後に、甲および丙にて内容確認及び審査を実施し、出店の可否を乙に対して通知する

- ・出店品の極端な重複等を避けるため、乙の出店希望に必ずしも添えない場合がある

8. ゴミについて

- ・会場には来場者用のゴミ箱を設置し、販売物、飲食物等を提供する際に使用した紙皿などのゴミは、ゴミ箱で分別回収する

- ・販売や調理の際に出たゴミは、乙にて持ち帰ること。ブース内にゴミが残された場合、業者に処理を依頼し、その費用は乙に請求するものとする

- ・エリア内で発生するゴミは会場の指定業者に有料にて処理を委託するため、乙自身の出店により出たゴミは原則乙にて持ち帰ること

- ・有料にてゴミ処理の委託を希望する場合は、乙は丙に事前に相談すること

9. 次の行為を禁ずる

- ・マイク、拡声器、スピーカーなどの使用

- ・音楽を流したり、楽器を演奏すること

- ・ブース外でのビラ配りや呼び込み、ブース内外における周囲の迷惑になる大声での呼び込み

- ・他の出店者の作品及び肖像、来場者およびイベント関係者の肖像を無断で撮影すること、並びに撮影物を複製又はインターネットに無断でアップロードするなどの利用をすること

- ・来場者、他の出店者およびイベント関係者に迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)

これらの行為があった場合および甲または丙が不適切と判断した場合、甲または丙は出店中止を申し入れる場合があり、乙はこれに従うこととする

10. イベントの変更、中断、中止

甲は、社会情勢、天候、感染症対策および甲の不可抗力的事由により実施が適切でないと判断した場合、イベントを変更、中断、中止とする場合がある。

上記の判断において乙はいかなる場合でも、その決定により被った損害を甲に対して請求

できないものとする。また甲はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他乙または丙に生じた不利益的な事態については責任を負わないものとする。

11. その他

- ・会場内で起こった事故やケガ、盗難、金銭のやり取りや売買に関するトラブルなどについて、甲はその責任を負わない。売上金や釣り銭などの現金は乙の責任で管理すること
 - ・不測の事故などのトラブル発生時には、丙に連絡し、その指示に従うこと
 - ・乙は、業務上の故意または過失等において、会場の構造物などを破損した場合や、人品に害を与えた場合は、賠償も含め一切の責任を負うものとする
 - ・本イベントへの申し込みまたは出店に関して甲乙丙間で取り交わした一切の秘密情報を、本イベントへの出店目的以外に利用し又は第三者に開示・漏洩しないこと
 - ・甲および丙は、乙が来場者との間で行う個人情報の授受、及び個人情報の利用に関して発生したトラブル、損害、不利益等について一切の責任を負わない
- 乙は、来場者の個人情報の提供を受けた場合は、個人情報保護法に従って取り扱うものとする
- ・本出店規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする
 - ・本出店規約に起因又は関連して甲乙丙のいずれかの間で紛争が生じた場合は、徳島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

イベント主催者:徳島県 農林水産部 みどり戦略推進課 販売・物流支援室

マルシェ運営受託者:株式会社雨風太陽